

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象になる方

老齢基礎年金を受給している方（以下の要件を満たしている必要があります）

- ・65歳以上であること
- ・同一世帯の全員が市町村民税非課税となっていること
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約881,200円以下であること

【給付額】 5,020円（月額）を基準に、保険料納付済期間や免除期間等に応じて算出されます。

障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している方（以下の要件を満たしている必要があります）

前年の所得額が $4,721,000円 + 扶養親族の数 \times 38万円$ 以下であること

- 【給付額】**
- ・障害年金生活者支援給付金
障害等級2級の方 月額5,020円、障害等級1級の方 月額6,275円
 - ・遺族年金生活者支援給付金
月額5,020円（2人以上の子が受給している場合は、5,020円を子の数で割った金額がそれぞれに給付されます）

■請求手続き

- ・新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方
お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入して提出してください。
- ・年金を受給しはじめる方
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

■年金生活者支援給付金の受け取りについて

- ・支給が決定された方には、「支給決定通知書」が届きます。また、年金生活者支援給付金の振込前に日本年金機構から「振込通知書」が送られてきます。「振込通知書」に記載されている給付額が支給されます。
- ・年金生活者支援給付金は、支給要件を満たしている限り、継続して受け取ることができます。すでに年金生活者支援給付金を受給されている方で引き続き支給要件を満たしている場合、2年目以降のお手続きは原則不要です。

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号、暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。

■年金生活者支援給付金のご請求でお困りのことがあった時には、お電話ください

ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165（ナビダイヤル）

問合せ 税務住民課住民生活グループ ☎ ㊟ 2940

住民サービス課住民サービスグループ ☎ ㊟ 2411